

IV 多摩サービス補助施設(Tama Service Annex)

(令和6.1.1現在)

所 在 地	多摩市 稲城市
土 地 面 積	1,948,345m ² (国有)
施設内容	施設番号 FAC3019
	管理部隊 米空軍第374空輸航空団
	使用部隊 各軍
	用途 レクリエーション施設 (ゴルフ場、キャンプ場等)
共 同 使用	東京都、JR東日本(株)

1 基地の沿革

当施設は、昭和13年に旧陸軍造兵廠火工廠板橋製造所多摩分工場として開所され、昭和21年に米軍が接收し、弾薬庫として使用したことから、長らく「多摩弾薬庫」の名で呼ばれた。

米軍は、昭和42年以降、弾薬の製造を中止し、昭島住宅地区(44年返還)のゴルフ場を移設するなど、レクリエーション施設としての整備を進めた。

昭和44年9月、町立稲城中央病院の敷地として約12,000m²が返還され、昭和48年12月、公園用地として施設東側の約556m²が返還された。

昭和52年10月には、「多摩サービス補助施設」と名称を変更し、今日に至っている。

平成7年9月には、日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用(約4,200m²)することが合意された。

さらに、施設の北側を通る東京都道41号稲城日野線(通称「川崎街道」)の拡幅整備(昭和39年都市計画決定)に伴い必要となる基地内の約3,000m²の用地取得について、平成2年以降各方面と折衝を続け、平成10年2月に開催された日米合同委員会において返還が承認され、平成12年12月に返還された。

平成18年7月には、返還までの間、稲城市が緑地公園として一部共同使用(約4,700m²)することが日米合同委員会で合意された。

平成29年8月31日には、稲城市が公園として共同使用していた土地が一部返還された。(約8,800m²)

2 基地をめぐる動き

都は、稲城・多摩両市と数次にわたり協議し、多摩丘陵に連なる自然環境を保全しながら、スポーツ、ピクニック、キャンプ場として利用する計画(多摩弾薬庫の跡地利用基本構想)を作成し、昭和47年4月、国の関係機関に対し、早期返還と跡地利用について要請した。また、50年代には、昭和天皇在位50周年記念公園にするよう地元市から要請が行われた。

平成3年1月には、東京都多摩振興構想懇談会において、21世紀の多摩地域のシンボル施設として、科学・芸術・教育等の諸文化が交流できる総合的文化都市公園等とするなど、その利用について関係機関と協議を進めていく必要があると答申されている。

平成11年6月、都は、国に対し、都内米軍基地の整理・縮小・返還を求めるとともに、返還までの対策として横田飛行場及び当施設の共同使用を要請した。また、10月には、当施設について、広く都民開放すべく直ちに返還されるよう、改めて国に要請した。以来、国に対し、継続して即時返還を働きかけている。

〔多摩弾薬庫の跡地利用基本構想〕

① 基本的な考え方

自然的条件を最大限に活用し、全都民の利用を対象とした総合的な大森林公园とする。

② 基本構想

- ・ 自然的環境を保全し、自然の中でスポーツ、ピクニック、キャンプ等屋外レクリエーションが楽しめるようにする。
- ・ 西側の多摩丘陵地に連なる緑のネットワークの重要な拠点として、その保全を図る。
- ・ 多摩川から多摩ニュータウンを経て明治の森高尾国定公園に至るサイクリングロードの基地とする。

③ 土地利用計画

- ・ ゴルフ場地区

起伏ある芝生地を有効に利用し、ピクニック・運動施設のほか、中央管理サービス施設を設ける。

ア ゴルフコース区域

ピクニック広場、運動施設、管理サービス施設等

イ 樹林区域

展望施設、宿泊施設(国民宿舎など)等

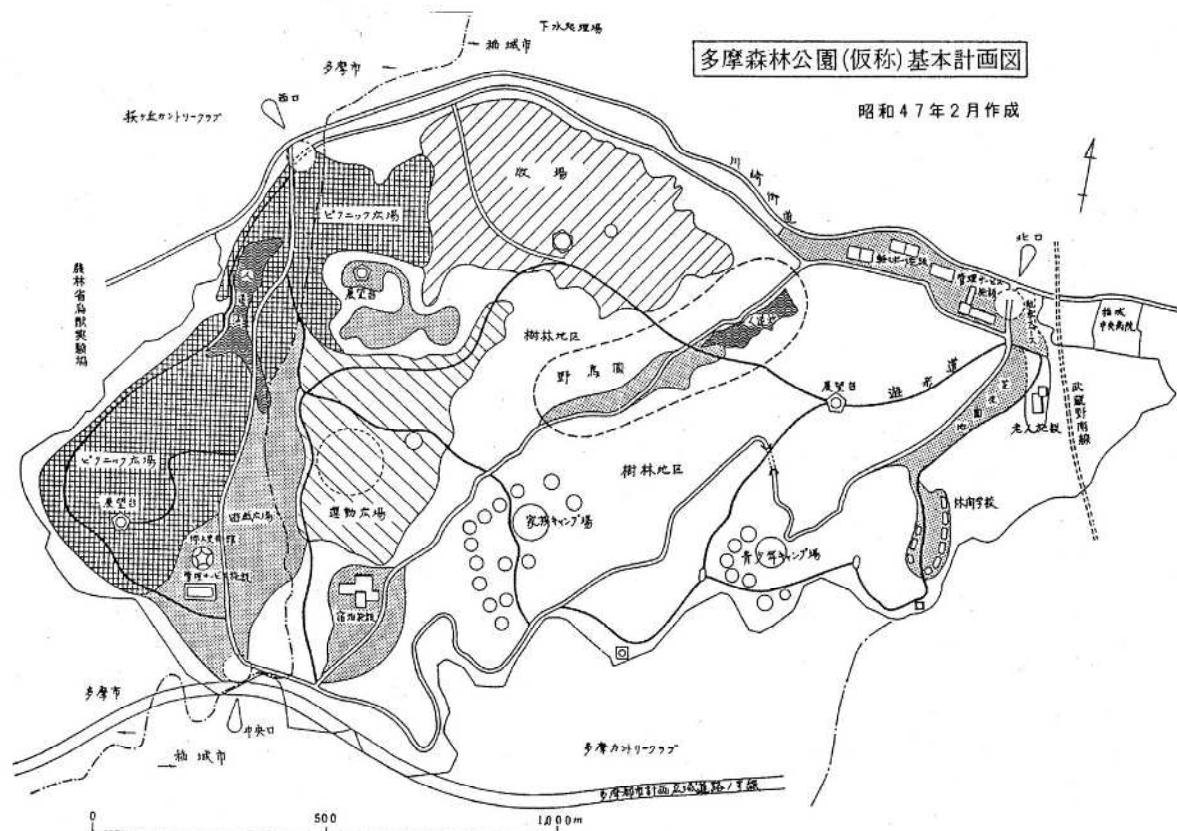
・ キャンプ場地区

ア 平坦地区

合宿施設(林間学校など)、軽運動施設、管理サービス施設等

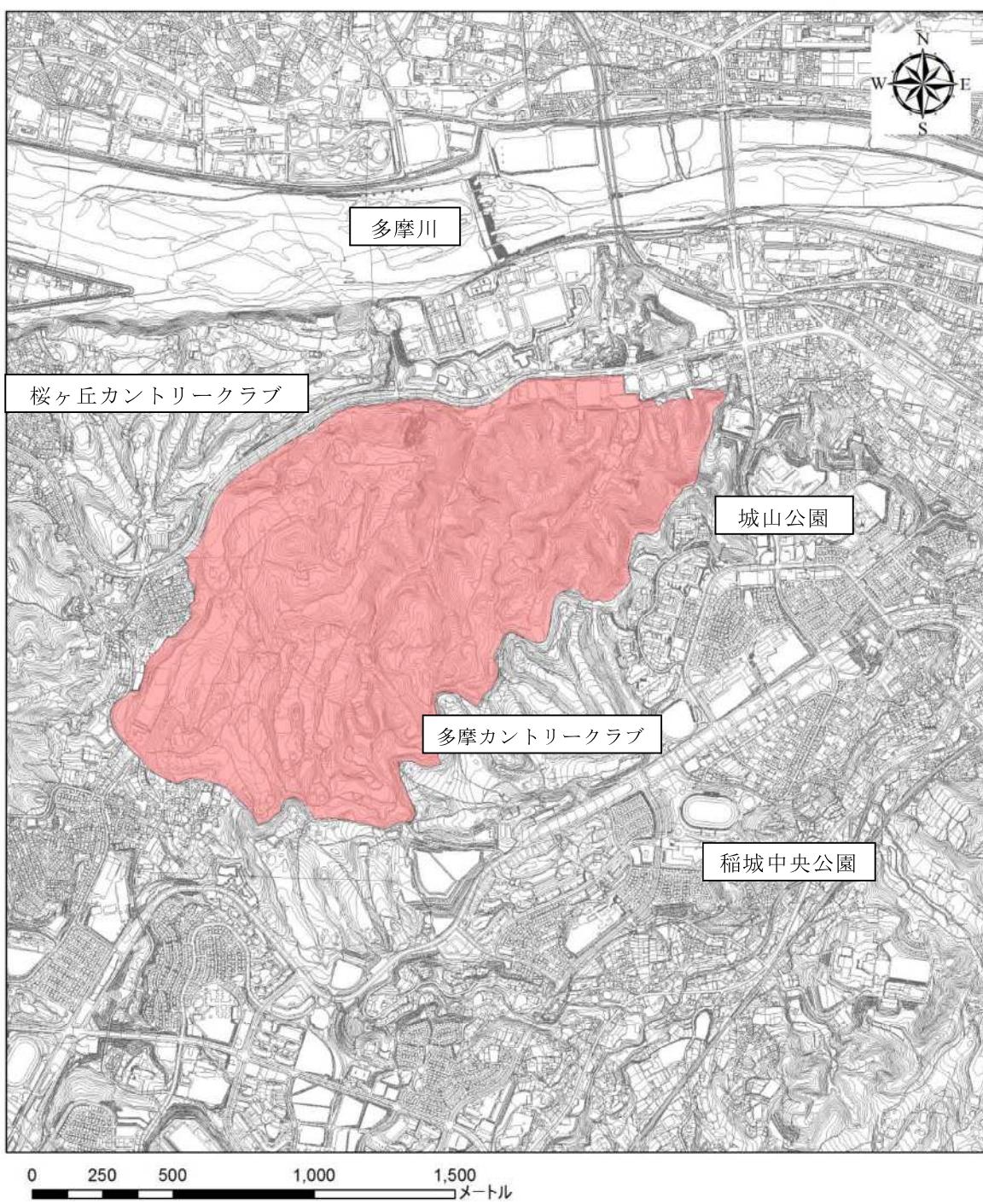
イ 樹林地区

キャンプ場、野鳥園、自然探勝路等



多摩弾薬庫の跡地利用基本構想

多摩サービス補助施設位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）
を複製（31都市基交第968号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

昭13. 11. 1	旧陸軍造兵廠火工廠板橋製造所多摩分工場として開所
21. 11	米軍が接收し、空軍の弾薬庫として使用
40. 12. 28	当施設区域を除き、多摩ニュータウン計画を決定告示（建設省）
44. 8. 14	日米合同委員会において、武藏野南線用地として一部共同使用を合意
9. 12	町立稲城中央病院敷地として一部返還（約12,000m ² ）
9	昭島住宅地区のゴルフ場を移設
46. 7. 28	都及び多摩、稲城両町は、跡地利用計画の連絡会議を開催
47. 2. 24	都は、多摩弾薬庫跡地利用の基本構想を決定
4. 20	都は、国の関係機関に多摩弾薬庫の返還促進と跡地利用の要請書を提出
48. 4. 25	都は、重ねて国の関係機関に返還の促進を要請
12. 14	基地東側の一部（稲城市公園拡張用地）を返還（約556m ² ）
49. 10. 11	稲城市議会は、国の総合グラウンド用地として弾薬庫跡地の一部開放を要望
50. 6. 23	多摩市議会は、多摩弾薬庫対策特別委員会を設置
10. 5	稲城市議会は、基地跡地三分割有償下げ方針に反対する意見書を国に提出
51. 11. 9	多摩市長は、国の関係機関に天皇在位50年記念公園の建設を陳情
52. 1. 25	稲城市議会と多摩市議会は、国の関係機関に記念公園誘致の要望書を提出
10. 6	「多摩サービス補助施設」と名称変更
54. 4. 12	南多摩ニュータウン協議会（関係5市）は、国の関係機関に基地の早期返還と公園建設の事業化に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
8. 29	多摩市議会と稲城市議会は、国の関係機関に昭和記念公園建設促進に関する要望書を提出
54. 11. 8	日米合同委員会において、三沢川と多摩川を結ぶ地下分水路用地として一部共同使用を合意（約5,100m ² ）
55. 3. 7	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
4. 8	都知事が、多摩ニュータウン視察の途中、基地のゴルフ場部分を視察
56. 10. 2	稲城市議会は、返還請願を全会一致で採択し、国の関係機関へ早期返還に関する意見書を提出
11. 12	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
平 3. 7. 3	都は、都市計画局長名で、東京防衛施設局長宛て早期返還への尽力を要請
10. 1	稲城市議会は、都知事宛て早期返還に関する意見書を提出
7. 9. 21	日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用（約4,200m ² ）することを合意
8. 5. 27	都知事が、横田飛行場と合わせて、当施設の川崎街道拡幅予定地域を視察
9. 3. 12	都は、川崎街道の拡幅に必要な用地23,262m ² に関する返還申請を、大蔵大臣及び東京防衛施設局長宛て提出
10. 2. 26	日米合同委員会において、川崎街道の拡幅に必要な用地の返還を合意
11. 6. 16	都は、返還までの対策として、横田飛行場及び多摩サービス補助施設の共同使用を国に要請
7. 14	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と、多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
9. 17	都知事が当施設を視察
10. 15	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう必要な措置を執ることを要請。以降、現在まで、半年に一度、同内容を要請
12. 16	南多摩ニュータウン協議会は、都知事に対し、多摩サービス補助施設の早期返還・公園整備と、返還までの当面の対応として共同使用の推進に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
12. 12. 21	川崎街道拡幅用地として一部返還（約23,000m ² ）
13. 12. 19	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
18. 7. 14	日米合同委員会において、稲城市が緑地公園として、一部共同使用（約4,700m ² ）することを合意
29. 8. 31	稲城市との共同使用地について一部返還（約8,800m ² ）